

自治基本条例についての基本的な考え方（H25.7.9）

名称

- 茂原市民でまちづくり条例
- 茂原市自治基本条例

前文

茂原市は、基本理念を「まもり・そだて・つたえよう一人・自然・文化のかがやき」とし、目指すべき将来都市像を「ゆたかなくらしをはぐくむ自立拠点都市もばら～人・自然・文化の『共生』と『共創』をめざして～」と掲げ、バランスのとれた産業構造と恵まれた生活環境など、個性をより伸ばし、魅力あるまちづくりを進めるとしています。

まちづくりの推進にあたっては、市民相互間のもとより、市民と行政、さらには企業等との役割分担の下で、「自分たちの暮らす茂原の人・自然・文化について自ら考え、自ら参加し、ともに創りあげていく」というパートナーシップの精神を基本とした「共生」と「共創」のまちづくりを進めていくとしています。

まちづくりは、市民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。

わたしたち市民は、「情報共有」の実践により、この自治を「協働」で実現することを目指して、ここに茂原市のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよろこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、茂原市のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、市及び市民の権利と責任を明らかにし、自治の仕組みを制度として定めることにより、茂原市独自の自治の推進及び確立を目指すことを目的とします。

（条例の位置付け）

第2条 この条例は、茂原市の自治の基本を定めるものであり、市民及び市は、この条例を遵守し、この条例に定められた役割、責務などに従い、自治を推進します。

2 市は、他の条例、規則などの制定改廃にあたっては、この条例に定める事項との整合性を図ります。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に

定めるところによります。

- (1) 市民 市の区域内に居住し、通勤し、または通学する個人及び市の区域内において事業または活動を行う個人または法人その他の団体を言います。
- (2) 市 市長その他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員）を言います。
- (3) 市民自治 自らの地域をよくするために、自分たちで考え、まちづくりの決定に関与し、行動していくことを言います。
- (4) まちづくり 誰もが住み続けたいと思う、魅力あふれる豊かな茂原市にしていくための、あらゆる活動及び事業を言います。
- (5) 地域コミュニティ 互いに助け合い、人にやさしい地域社会、豊かな暮らしを築くことを目的として自主的に結ばれた自治会、NPO 法人、ボランティア団体など多様な組織を言います。
- (6) 協働 市民、議会及び市が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解のうえ、目的を共有し、対等な立場で提携し、協力して活動することを言います。
- (7) 参加 市民は、まちづくりに積極的に加わるだけでなく、市及び議会の政策・立案やその実施あるいはその評価について意見を述べ、行動に加わることを言います。

（まちづくりの基本原則）

第 4 条 市民が主体となり、まちづくりを推進するための基本原則を次のとおり定めます。

- (1) 市民参加の原則
- (2) 協働の原則
- (3) 情報共有の原則

第 2 章 市民参加のまちづくり

（市民の権利）

第 5 条 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有しています。

2 市民は、市議会及び市が保有する市政に関する情報について、知る権利を有しています。

3 市民によるまちづくり活動は、自主性と自立性が尊重され、保障されなければなりません。

（市民の役割）

第 6 条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。ただし、その参加を強制されることがあ

ってはなりません。また、参加しなかったことに対して不利益を被りません。

- 2 市民は、参加にあたっては、自らの発言と行動に責任を持つように努めます。

(参加の機会の保障)

第7条 市は、まちづくりの計画・実施・評価の各段階において、市民が提言や意見を出しやすく、参加しやすい多様な機会を提供します。

- 2 市は、多様な方法を用いて市民の意見や提言を求め、これを市政の運営に反映するよう努めなければなりません。

第7条 市は、市民参加の機会を市民が等しく得ることができるよう、パブリックコメント手続、意見交換会その他の市民参加のための適切な措置を講ずるよう努めなければなりません。

- 2 市は、市民が市政に参加しやすい環境の整備に努めなければなりません。
- 3 市は、市民参加により提出された意見、提案等について、多角的かつ総合的に検討した上で、市政に反映させるよう努めなければなりません。

(子どもの参加の機会の保障)

第8条 市民及び市は、子どもころから自らのまちに愛着と誇りを持つよう、子どもが参加しやすいまちづくりの機会を設けるよう努めなければなりません。

(総合計画等)

第9条 市は、総合的かつ計画的なまちづくりを行うため、総合計画を策定し、その実現を図ります。その策定および実施にあたっては、中長期的な視野に立ち、人口の推移や財政の見通しと整合性を図るものとします。

- 2 市は、他の重要な計画の策定にあたっては、総合計画との整合を図らなければなりません。
- 3 市は、総合計画および他の重要な計画の策定に際しては、市民が参画するために必要な措置を講じなければなりません。
- 4 市の政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会情勢の変化によるものを除き、総合計画に根拠を有するものでなければなりません。
- 5 市長は、総合計画に基づく事業について、適切に進行管理を行い、その状況を市民に公表しなければなりません。

(意見等の公募)

第10条 市は、まちづくりに関する重要な計画の策定や政策等の実施および変更等を実施しようとするときは、その検討過程において、パブリ

ックコメントなどの適切な方法により市民の意見等を公募するとともに、その意見を尊重しなければなりません。

- 2 市長は、情報公開、意見公募等の仕組みの充実に努めるとともに、その結果を市民に分かりやすく公表するよう努めなければなりません。

第3章 協働

(協働によるまちづくり)

第11条 市民、市及び市議会は、地域内の様々な公共的課題を解決していくため、それぞれの役割を認識し、互いを対等なものとして尊重しながら、協力してまちづくりに取り組むものとします。

- 2 市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備を行います。

第11条 市長は、まちづくりにおける課題解決のため、総合計画に基づく事業を実施するにあたり、市民に参画の機会を開き積極的な協働を推進しなければなりません。

- 2 市民および市は、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、互いの自主性および特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めます。
- 3 市民は、自らの自由な意思に基づき、地域の課題を解決するため、対等の立場で相互に連携し、又は協力するよう努めるものとします。
- 4 市民、市議会および市長等は、ともに協働の観点から総合計画に基づくまちづくりの課題を共通認識し、それぞれの役割で力を発揮し、協力してまちづくりに取り組むとともに、協働を推進する環境の整備を行うものとします。
- 5 市民、市議会および市長等は、協働を一層推進するため、市民活動団体や企業など多様な主体との協働についてのガイドラインを策定するものとします。

第4章 市民自治の仕組み

(まちづくりと地域コミュニティ)

第12条 市民は、自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団（以下「地域コミュニティ」という。）が、市民によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にその活動に参加するように努めるものとします。

- 2 地域コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ、連携し、協力し、市民によるまちづくりの推進に努めるものとします。

第12条 地域コミュニティは、自主的および自立的に活動するまちづくりの重要な担い手として、市民が安心して、心豊かに暮らすことができる地域を自ら形成していく役割を有します。

- 2 地域コミュニティは、地域住民相互の連携を促進するとともに、地域の課題の解決に向けて市やNPO等と協働してまちづくりを行うよう努めます。

3 市民は、地域コミュニティが行うまちづくりに積極的に参加し、活動することにより、これを守り育てよう努めます。

4 市は、地域コミュニティの役割を尊重するとともに、その活動が促進されるよう、公益性を有する個々の活動又は連携した活動に対し、必要に応じて支援を行います。

(地域コミュニティの支援・育成)

第 13 条 市は、市民によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めなければなりません。

2 市は、市民や地域コミュニティに対して、まちづくりを進めるための学習及び相互交流などによる人材育成の機会を提供します。また、多様な市民が参加できる環境整備に努めなければなりません。

(地域におけるまちづくり)

第 14 条 地域におけるまちづくりは、地域のことは地域内の住民が自ら考え、実行できるようにするため、地域単位で「地域まちづくり協議会」を設置し、まちづくりを進めます。

2 地域まちづくり協議会の構成員は、その地域に居住する個人またはその地域で活動する自治会、地区社協、長寿クラブ、NPO、ボランティア団体、民生委員・児童委員などの団体とします。

3 市は、地域まちづくり協議会の設立と運営にあたって、適切に役割を分担し、地区担当の職員を配置するなどの支援を行います。

(住民投票)

第 15 条 市長は市政に関する重要事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施するものとします。

2 市長及び議会は、住民投票が実施された場合は、その結果を尊重するものとします。

3 住民投票に付すべき事項、投票手続き、投票資格、成立要件その他住民投票に関し必要な事項は別途条例で定めるものとします。

第 5 章 情報の共有

(市政に関する情報の共有)

第 16 条 市は、市政に関する情報について、市民との共有を図るため、次に掲げる措置を講じなければなりません。

(1) 市政に関する情報について、紙媒体やインターネットなどさまざまな手法を効果的に組み合わせるとともに、図表等を用い、理解しやすい文章を心がけるなど、市民に分かりやすく提供するよう努めること。

- (2) 市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努めること。
- (3) 審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を公開すること。ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りでない。
- (4) 市が管理する情報の公開を求められたときは、別に条例で定めるところにより当該情報を公開すること。

第 16 条 市議会及び市は、市政への市民の参加が促進されるよう、市政に関する情報を分かりやすく、公正に提供することにより、市民と情報を共有します。

- 2 市民は、まちづくりを進めるために、市民の持っている有効な情報を提供し、市民・市議会・市で適正に共有します。
- 3 市議会及び市は、市政について市民に説明する責務を全うするため、求めに応じ、保有する情報を適正に公開します。

(個人情報保護)

第 17 条 市は、保有する個人情報について適正に管理するものとし、その利用及び提供等に当たっては、適切な保護措置を講じなければなりません。

(説明責任・応答責任)

第 18 条 市は、市政の計画立案、実施および評価の各段階において、適切な方法により市民に分かりやすく説明しなければなりません。

- 2 市は、市民から意見、提案、要望等（以下「意見等」といいます）が積極的に提出されるよう、様々な工夫をする必要があります。また、その意見等には、適切に応答しなければなりません。
- 3 市長は、行政運営に関し苦情等があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて業務の改善その他の適切な措置を講じるとともに、苦情等の内容を取りまとめ、公表しなければなりません。

第 6 章 ひらかれた議会

(議会の役割と責務)

第 19 条 議会は、住民の直接選挙によって選ばれた議員により構成される市の合議制による意思決定機関であることから、市民の意思が市政に適切に反映されるように努めるものとします。

- 2 議会は、市政の適正な執行を確保するため、行政の監視、評価機能及び政策立案機能を果たすものとします。
- 3 議会は、市民の議会への関心が高まるようにするために、積極的に啓発活動、広報活動に取り組むものとします。

(議員の責務)

第 20 条 議員は、議員相互の自由な討議を活発に行い、個別的な事案の

解決だけでなく市全体の課題等の調査研究を強化して、市民全体の生活向上を目指して活動するものとします。

- 2 議員は、市民との意見交換や活動報告会等を行い意思の把握に努めると共に、常に自己の見識を高めるために努力し、市民の意見を実現するため議案を提出するなど誠実に責務を遂行し、市民の代表者としてふさわしい活動をするものとします。

(議会に対する市民の権利)

第 21 条 市民は議会の審議や議員の活動状況に関心を持ち、議会の傍聴、議会報告会や公聴会などに積極的に参加し、議会や議員が市民の意思を反映した活動を行っているかの監視を行います。

(市民の議会参加)

第 22 条 議会は、予算や議決案件を審議する際は、内容を深め充実させるとともに市民の意見を反映させるために、一般公募市民、利害関係者や学識経験者又は専門家の意見を聴取する機会として、議会主催の公開による公聴会等を開催するものとします。但し、審議会等での審議を経て答申された案件は除くものとします。

- 2 議会は、審議し議決した内容や審議経過等を、自ら市民に報告・説明する機会として、議会報告会を開催するものとします。
- 3 議会は、市民等が提出する請願及び陳情等を審議する際は、本会議若しくは委員会において、提案者等が提案理由及び主旨を述べる機会を設けるものとし、その際に議員は、提案者に質問し、提案者はその質問に答えるものとします。
- 4 議会は、請願及び陳情を審議し不採択としたときは、提案者に対しその理由を付して通知するものとします。

(議会情報の公開)

第 23 条 議会は、市長が提出する議案について、次に掲げる事項を記載した説明書類を添付させるものとします。

- (1) 政策を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体で類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

- 2 議会は、情報提供の実効性を高め、議会の説明責任を果たすため、議会閉会后 30 日以内に議事録を公表し、速やかに議会だよりを発行しま

す。

3 議会は、各議員の本会議や委員会における全ての質疑内容や議案に対する賛否を公表するものとします。

(議事の公開)

第 24 条 議会は、本会議、委員会等の会議を公開し、審議経過、議決の内容、政策の争点や政策効果等の情報を積極的に公表し、開かれた議会運営を行うものとします。

2 議会は、傍聴しやすいような日、時間の設定や新しいメディアの利用等、開かれた議会運営に努めるものとします。

第 7 章 行政運営の基本原則

(市長の役割と責務)

第 25 条 市長は、市民の目線に立ち、住みよいまちの実現のため、市民との協働の推進、健全な財政運営に努めるとともに、最小限の経費で最大限の効果を挙げることができるよう、効果的・効率的で質の高い市政を執行する責務を有します。

2 市長は、市政について市民に分かりやすく公表し、市政の透明性を確保するよう努めなければなりません。

3 市長は、市政の重要課題について、市民参画・市民協働による課題解決のための活動等を支援するための支援制度を創設・運用するものとします。

4 市長は、議会に政策研究および審議に必要な情報を適切に提供するとともに、緊密で緊張感ある関係を保ち、市政運営を行うものとします。

5 市長は、社会経済情勢および市民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応することができるよう、適切な定員管理と能力および適性に応じた職員の採用、登用および配置に努めなければなりません。

(執行機関・公営企業管理者の役割・責務)

第 26 条 市の執行機関および公営企業管理者は、この条例の趣旨を尊重し、その権限に属する事務事業を自らの責任の下、公正かつ誠実に実行するものとします。

2 市長は、他の執行機関と連携し、効率的で効果的な組織運営を行うとともに、市民本位の市政の推進を担うものとします。

3 市は、国、県、その他地方公共団体と適切な役割分担の下、相互に協力するとともに、地方分権を推進するため、自立に向けて改革を推進します。

(職員の役割と責務)

第 27 条 職員は、まちづくりの主役が市民であることを理解し、市民と

ともにまちづくりを行う意欲を持って、常に従来の方法にとらわれず、さまざまな手法で誠実かつ効率的に職務にあたります。

- 2 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、どの部署に配置されてもプロ意識を持ち、心の伝わるコミュニケーションに努めるとともに、市民の立場に立って質の高いサービスの提供を行います。

(職員の研修)

- 第 28 条 市長は、これからの時代のために、職員の総合的かつ専門的な政策形成能力と市民等との協働に必要な資質の向上を図ることを目指して、人事管理を通しての研修、派遣研修、自己研さんの奨励などの機会を設けなければなりません。

(市政の自浄)

- 第 29 条 職員は、市政の運営に関し違法又は不当な行為の事実があることを知ったときは、その事実を市長又は市長があらかじめ定めた者に通報するものとします。

- 2 市長は、職員が正当な通報を行うことにより不利益を受けることがないように、適切な措置を講じなければなりません。

- 3 市長は、職員が政策の実施を故意に阻むまたは中止するなどにより、事務事業が中止し、市民に不利益が及ぶことを防ぐため、必要な措置を講じなければなりません。

(行政組織の整備)

- 第 30 条 市は、総合計画の実現および市民ニーズへの適切かつ迅速な対応を図るため、法令、条例、規則及び予算に基づき、各種の事務事業を適正かつ適確に執行するための組織体制を整備し、効率的な組織運営を行わなければなりません。

- 2 市長は、市民ニーズに適切に対応した総合的な行政サービスを行うため、組織の横断的な連携を図るとともに、事務事業の遂行に必要な知識と能力を持った職員の育成を行わなければなりません。

(財政運営)

- 第 31 条 市長は、市政の運営が現在および将来の市民の負担の上に成り立っていることに鑑み、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、費用対効果の高い財政運営を行うとともに、中長期的な視野に立ち、社会経済情勢や市民ニーズの変化に適切かつ迅速に対応することができるよう、持続可能で健全な財政基盤を確立しなければなりません。

- 2 市長は、予算の執行状況、財政状況の現状およびその予測について、インターネット等を活用し、複式簿記でバランスシートを作成するなどの手法を用いて、市民に分かりやすく速やかに公表しなければなりません。

ん。

- 3 市長は、総合計画に基づく事業実施にあたっては、財政の健全性を確保し、中長期的な展望に立って予算編成を行うとともに、計画的な財政支出をしなければなりません。

(監査)

- 第 32 条 監査委員は、財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理を監査するほか、事務の執行について監査（行政監査）するものとします。

- 2 監査委員は、監査方法の充実に努めるとともに、その結果を市民に分かりやすく公表するよう努めなければなりません。

(行政評価)

- 第 33 条 市は、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、総合計画および他の重要な計画に基づく政策等の成果および達成度についての行政評価を実施し、その結果を市民に公表するとともに、政策等の改善に反映させなければなりません。

- 2 市長は、評価しようとする政策等の特性に応じて、市民および学識経験者による評価の仕組みを整備しなければなりません。

(政策法務等)

- 第 34 条 市は、総合計画に基づく事業の実施や地域の課題解決のため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、これを適切に運用するとともに、条例、規則その他の規定（以下「条例等」という。）を適切に制定または改廃する手続きを行うものとします。

- 2 市長は、市の基本的な制度を定める条例、市民に義務を課し、権利を制限する条例または市民生活もしくは事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例の制定または改廃に着手するときは、その趣旨を適切な方法で公表しなければなりません。ただし、公表しないことについて合理的な理由があるときは、この限りではありません。

(行政手続)

- 第 35 条 市は、市民の権利利益を保護するため、処分、行政指導および届出に関する手続について、透明かつ公正な行政手続を確保するとともに、根拠法令、条例等に基づき、市民に分かりやすく説明しなければなりません。

第 8 章 実効性の確保

(審議会の設置)

- 第 36 条 本条例の実効性を確保するため、市長は独立した審議会（以下「審議会」という）を設置するものとします。

2 「審議会」は、市民から公募により選ばれた者が委員の過半数となるようにするものとします。

第 36 条 この条例は市における自治の基本的な規範であり、市民、市議会および市長等は、この条例を遵守しなければなりません。

- 2 市議会および市長等は、他の条例、規則等の制定、改廃および法令の解釈運用にあたっては、この条例の趣旨を尊重しなければなりません。
- 3 この条例の実効性を確保する仕組みとして、「評価のための市民委員会」(以下、「委員会」と表記する)を設置します。
- 4 委員会には公募等により市民が参加し、市民自治によるまちづくりが進展しているかどうかについて、市民の目線で見守り、評価し、その進展状況を市民に公表するとともに、これらの評価を市長に報告し、改善点を提言します。
- 5 市長は、この条例の内容を常により良いものにするために、社会経済情勢の変化に照らして、4年を目途に適宜見直しを行い、必要に応じて改正を行わなくてはなりません。見直しおよび改正にあたっては、制定時と同じように市民が参画するものとします。

(審議会の役割と責務)

第 37 条 「審議会」は、条例や規則の本条例との整合性の確認及び本条例の実施状況等の評価を行い、その結果を市長に報告するものとします。

- 2 市長は「審議会」からの報告内容を市民に公表するものとします。
- 3 「審議会」は評価の結果、条例改正の必要があると判断した場合には、市長に対し改正の提言を行うものとします。